

地震時の指定緊急避難場所の解除

鹿児島市防災会議

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 (金)

報告事項

平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、一定の要件に該当する公園について、平成26年度にまとめて地震時の退避場所として指定していた。改めて現地確認をした結果、指定緊急避難場所として適さない24箇所の指定を解除する。

【地震時の退避場所】

地震災害時に住民が、差し迫った危険から一時的に避難し安全を確保するための集合場所で、特に1,000㎡以上の空き地のある公共の敷地

	地震時の退避場所(公園)		地震時の退避場所(公園)
現行	375	→	改定後 351

○ 指定解除理由(主なものを抜粋)

- ・ 桜島自然恐竜公園: 通路等も含め土砂災害警戒区域に入っており、土砂災害の恐れあり。
- ・ 新照院公園: 土砂災害警戒区域内。樹木等のため狭小である。